

○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条(3) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道により給水される水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有し、飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。

（適用除外）

第3条 この条例の規定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物を使用し、又は利用する者に必要な水を供給するために当該特定建築物に布設された給水施設については、適用しない。

（給水開始の届出）

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（変更等の届出）

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたとき又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（管理基準）

第15条 小規模受水槽水道の設置者は、規則で定める基準により、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

（管理状況の定期検査等）

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートルを超えない施設については、この限りでない。

2 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定により管理に関する検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

（改善命令等）

第17条 2 市長は、小規模水道等の管理が第11条又は第15条の規定に基づき規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道等の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模水道等の管理に関し、必要な措置を採るよう命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、小規模水道等の設置者が前条の規定に基づく命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、小規模受水槽水道の設置者その他の関係者に対し、小規模受水槽水道の管理について報告を求め、又はその職員に小規模受水槽水道の施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、その施設、水質若しくは帳簿書類を検査させることができる。

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（抜粋）

(小規模受水槽水道の給水開始の届出)

第11条 小規模受水槽水道の設置者は、条例第13条の規定による届出をするときは、小規模受水槽水道給水開始届（第8号様式）を当該小規模受水槽水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

(小規模受水槽水道の変更等の届出)

第12条 小規模受水槽水道の設置者は、前条に規定する小規模受水槽水道給水開始届に記載してある事項に変更が生じたときは、小規模受水槽水道給水開始届記載事項変更届（第9号様式）を当該小規模受水槽水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

2 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道を廃止したときは、小規模受水槽水道廃止届（第10号様式）を当該小規模受水槽水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

(小規模受水槽水道の管理基準)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める管理基準は、次のとおりとする。

- (1) 小規模受水槽水道に設置された水槽（以下この条及び第15条において「水槽」という。）の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の臭気、味、色、濁りその他の状態により給水する水に異常を認めるときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認めるものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(小規模受水槽水道の給水緊急停止の届出)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、前条第4号の規定により小規模受水槽水道の給水を停止したときは、直ちに小規模受水槽水道給水緊急停止届(第11号様式)を当該小規模受水槽水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

(管理状況の定期検査等)

第15条 条例第16条第1項に規定する小規模受水槽水道の管理についての検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 施設及びその管理の状態に関する検査 次に掲げる事項

- ア 水槽の周囲の状態
- イ 水槽の本体、上部及び内部の状態
- ウ 水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- エ 水槽の通気管及び水抜管の状態
- オ 給水管等の状態

(2) 給水栓における水質の検査 次に掲げる事項

- ア 臭気
- イ 味
- ウ 色
- エ 色度
- オ 濁度
- カ 残留塩素

(3) 書類の整理等に関する検査 管理についての記録の整理及び保存の状況

(地位の承継の届出)

第19条 小規模水道等の設置者の地位を承継した者は、条例第20条の規定による届出をするときは、小規模水道等設置者地位承継届(第16号様式)を当該小規模水道等の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。 _